

奈良市ボランティアインフォメーションセンター運営推進懇話会開催要項

(趣旨)

第1条 奈良市ボランティアインフォメーションセンター（以下「センター」という。）について、効果的かつ効率的な管理運営を推進し、市民サービスの一層の向上を図るため、奈良市ボランティアインフォメーションセンター運営推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営について、客観的な意見に関すること。
- (2) センターの運営について、課題の解決及び改善すべき事項
- (3) その他協働の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。